

港湾関連手続の送信タイミング

手続名	現 行	シングルウィンドウ化後
入港通報	入国管理局 (入港する24時間前まで) 検疫所 (検疫港に近づいたとき)	入港する24時間前まで
入港届	税関 (入港の時から24時間以内) 入国管理局 (入国審査官から指示があったとき) 検疫所 (検疫所長は書類の呈示を求めることができる) 港長 (入港したときは、遅滞なく) 港湾管理者 (各自治体毎の条例による)	入港の時から24時間以内で、 かつ、着岸後遅滞なく
出港届	税関 (出港しようとするとき) 入国管理局 (入国審査官から指示があったとき) 港長 (出港しようとするとき) 港湾管理者 (各自治体毎の条例による)	出港しようとするとき
乗員名簿 (乗組員氏名表)・ 乗客名簿 (旅客氏名表)	税関 (税関長は書類の提出を求めることができる) 入国管理局 (入国審査官から指示があったとき) 検疫所 (検疫所長は書類の呈示を求めることができる)	必要となる手続と同様のタイミン グで

関税法第2条で定める外国貿易船(外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶)の場合を示す。

タイミングを統一することで、複数の行政機関へ一回で送信可能！